平成２３年（フ）第１７０２６号
東京都大田区東六郷２丁目19―７―12
債務者　湯澤　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０５７号
東京都大田区仲六郷１丁目28―２―103
債務者　熊谷　朱良（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０５８号
神奈川県横浜市磯子区汐見台１丁目７－３
グランノア汐見台Ａ―103
債務者　間宮　浩子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０６０号
東京都港区白金台３丁目18―８―106
債務者　下池　一己
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０６１号
東京都港区白金台３丁目18―８―106
債務者　下池　正子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０６４号
東京都葛飾区鎌倉４丁目８－３―201
債務者　青木みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０６７号
埼玉県春日部市豊町５丁目６―17
債務者　荻原　晶子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０６８号
千葉県習志野市屋敷５丁目４－６―203
債務者　佐伯　寅吉
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０７４号
東京都新宿区住吉町12―１―103
債務者　姫野　寿洋
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０７５号
埼玉県草加市谷塚町1169―206
債務者　倉持　秀雄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０７７号
東京都葛飾区堀切２丁目26―12　ビラビアンカ10　105
債務者　矢野ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０１号
東京都立川市富士見町１丁目１番２―403号
債務者　清水　功子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１９３号
横浜市旭区笹野台１丁目36番14号　昌和マンション202号室
債務者　坂井　伸幸
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５号
熊本県人吉市下城本町1531番地
債務者　福山　信男
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後３時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１６８２７号
東京都清瀬市松山２丁目４―24―406
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部